（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項及び第二百四十三条の二の二第一項の規定に基づく書面の作成とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日からこの省令の施行の日の前日までの間に締結された契約に係る第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省令第三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の七第六項、第二十三条の八第三項及び第百四十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

総務大臣　松本　剛明

在外選挙執行規則の一部を改正する省令

在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（在外選挙人証の記載事項の変更等） **第九条**　［略］ ［2～4　略］ 5　令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。 （在外選挙人証の再交付等） **第十一条**　［略］ ［2　略］ 3　令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。 **別記** **第六号様式**（在外選挙人証の様式）（第八条関係） ［様式　略］ 表 備考 選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。 裏 ［略］	（在外選挙人証の記載事項の変更等） **第九条**　［同上］ ［2～4　同上］ ［新設］ （在外選挙人証の再交付等） **第十一条**　［同上］ ［2　同上］ ［新設］ **別記** **第六号様式**（在外選挙人証の様式）（第八条関係） ［様式　同左］ 表 ［新設］ 裏 ［同左］